

令和5年山武市議会第4回定例会 議決結果

番 号	件 名	議決月日	議決結果
議案第11号	令和4年度山武市一般会計歳入歳出決算の認定について	12月11日	原案認定
議案第12号	令和4年度山武市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	12月11日	原案認定
議案第13号	令和4年度山武市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	12月11日	原案認定
議案第14号	令和4年度山武市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	12月11日	原案認定
議案第15号	令和4年度山武市地方独立行政法人さんむ医療センター公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について	12月11日	原案認定
議案第16号	令和4年度山武市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	12月11日	原案認定
議案第17号	令和4年度山武市水道事業会計決算の認定について	12月11日	原案認定
議案第1号	山武市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について	12月11日	原案可決
議案第2号	山武市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月11日	原案可決
議案第3号	山武市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月11日	原案可決
議案第4号	山武市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月11日	原案可決
議案第5号	山武市職員の給与に関する条例及び山武市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月11日	原案可決
議案第6号	山武市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	12月11日	原案可決
議案第7号	山武市役所本庁舎浄化槽改修工事請負契約の締結について	12月11日	原案可決
議案第8号	(仮称)山武市学校給食センター改築工事請負契約の締結について	12月11日	原案可決
議案第9号	松尾駅周辺排水対策工事(水路工区)その3請負契約の一部変更について	12月11日	原案可決
議案第10号	令和5年度山武市一般会計補正予算(第6号)	12月11日	原案可決
議案第11号	令和5年度山武市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	12月11日	原案可決
議案第12号	令和5年度山武市介護保険特別会計補正予算(第2号)	12月11日	原案可決
議案第13号	令和5年度山武市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	12月11日	原案可決
議案第14号	令和5年度山武市水道事業会計補正予算(第2号)	12月11日	原案可決
議案第15号	令和5年度山武市一般会計補正予算(第7号)	12月11日	原案可決
報告第1号	専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)	—	報 告
報告第2号	専決処分の報告について(和解の額の決定及び和解について)	—	報 告
陳情第2号	消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的改正を求める陳情書	12月11日	採 択
発議案第1号	特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正を求める意見書について	12月11日	原案可決

※各会計決算の認定に関する7議案は、令和5年第3回定例会継続審査案件です。

※発議案第1号の意見書本文は、次ページに掲載しております。

◆発議案第1号の意見書本文です。

「特定商取引法平成28年改正における5年後見直し
に基づく同法の抜本的改正」を求める意見書

特定商取引法（以下「特商法」という。）の平成28年改正の際、いわゆる5年後見直しが定められ、令和4年12月には、同改正法の施行から5年の経過を迎えた。令和4年版消費者白書によると、消費生活相談は85.2万件で、ここ15年ほど高止まりが続いており、特商法の対象分野の相談は全体の54.7%にのぼる。そして、65歳以上の高齢者の相談では、特商法の対象取引分野のうち訪問販売の割合が14.4%、電話勧誘販売の割合が8.1%であり、65歳未満の割合の2倍を超えている。さらに、認知症等高齢者においては、訪問販売・電話勧誘販売の相談が48.6%を占めており、超高齢社会が進む中、高齢者が悪質商法のターゲットにされないよう早急な対応が必要である。また、インターネット通販に関する相談が世代全体の27.4%と最多となりトラブルが増加しているが、事業者や勧誘者を特定できない事例も多い。

このほか、マルチ取引は、20歳代において高い比率を占めており、令和4年4月の成年年齢の引き下げにより、18歳から19歳を狙ったマルチ取引による被害の増加が予想される。これらの被害に対処するため、国に対し、次のように特商法の改正を行うよう要望する。

- 1 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とすること、及び事業者の登録制を導入すること。
- 2 SNS等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等につき、行政規制・クーリングオフ等を認めること、及び権利を侵害された者はSNS事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。
- 3 連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること、及び規制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月11日

千葉県山武市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
経済産業大臣 各あて
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣
(消費者及び食品安全)